

10. 公有財産管理システムについて

公有財産の一元管理のためには公有財産に関する情報の有効活用が期待されることは前述のとおりであるが、監査の過程で同システムのデータに入力漏れ、金額のミス等データの不備が散見されている。

(1) データの不備について

(指摘事項 16)

監査手続の実施中に公有財産管理システムの土地又は建物のデータの誤りが次のとおり検出されており、正確なデータに修正されたい。

取得年度及び建築年度の入力誤り

所管課	財産名称	誤った記載	正しい記載	摘要
総務部管財課	大手町1号公舎1	S4	46	建築年度の誤り
環境森林部環境保全課	大泉地盤沈下観測井	S5	S58	建築年度の誤り
農政部農政課	花き(アジサイ研究用パイプハウス設置)	S15	H15	建築年度の誤り
産業経済部職業能力開発課	群馬県技能検定場 管理等	S55	H元年	建築年度の誤り
教育委員会管理課	沼田高等学校1 本校舎屋内体操場	S42	S3	取得年度の誤り
教育委員会管理課	安中高等学校12 一般校舎	S4	S43	取得年度及び建築年度の誤り
教育委員会管理課	安中総合学園高等学校12 一般校舎	S4	S43	取得年度及び建築年度の誤り
教育委員会管理課	沼田女子高等学校22 茶室	S	4	建築年度の誤り
教育委員会管理課	富岡高等学校2 ポンプ室	S5	S58	建築年度の誤り
教育委員会管理課	聾学校5 管理棟	S10	H10	建築年度の誤り
教育委員会管理課	館林商工高等学校職員住宅1	H8	S61	取得年度の誤り
警察本部会計課	藤岡警察署9 霊安室	S2	H2	建築年度の誤り

評価単価の入力誤り

所管課	財産名称	誤った記載	正しい記載	摘要
総務部管財課	群馬会館東駐	42,252,880	134,000	評価単価の入力誤り(単

	車場			位：円)
総務部管財課	群馬会館東駐 車場	13,323,178,122	42,252,880	(単価の入力誤りによ る)評価額の計算誤り (単位：円)

実測面積の入力誤り

所管課	財産名称	誤った記載	正しい記載	摘要
前橋土木事務所	敷島公園	152,916.63	157,059.03	(単位：㎡)
館林土木事務所	多々良沼公園	123,901.47	194,905.55	

データの入力・削除・更新漏れ

所管課	財産名称	摘要
農政部農政課	水産試験場3 作業員見張り所外便所	取り壊し済、台帳削除漏れ
産業経済部職業 能力開発課	群馬県技能検定場 車庫	取り壊し済、台帳削除漏れ
前橋警察署	前橋警察署石倉警察官待機宿舍1 物置	評価単価及び評価額の記載 漏れ
大間々警察署	大間々警察署赤城駅前交番庁舎	耐用年数記載漏れ
大間々警察署	大間々警察署赤城駅前交番自転車置き場	耐用年数記載漏れ

その他の事項

事例1 元沼田高等技術専門学校 所管課：産業経済部 職業能力開発課

当該土地は、沼田市からの借受財産であるが、契約開始及び終了が平成12年7月1日から平成17年6月30日となっており、情報が更新されていない。

事例2 渋川女子高等学校 管理教室棟(エレベータ棟)

所管課：教育委員会 渋川女子高等学校

公有財産管理システムにおいて、未登記の建物渋川女子高等学校管理教室棟(エレベータ棟)について登記済との誤入力があった。

事例3 群馬警察大手町公舎 所管課：警察本部 会計課

群馬県警察大手町公舎は平成21年10月16日に新しい公舎が完成し、引き渡しを受けている。これに伴い敷地面積が693.40㎡から450.64㎡に縮小され、従来使用していた公舎敷地面積の一部が駐車場として利用されることとなったが、固定資産台帳上は693.40㎡のままになっている。

事例4 渋川行政県税事務所 所管課：総務部 渋川行政県税事務所

平成 22 年度より旧北部食肉衛生検査所の跡地を職員駐車場として利用しているが、公有財産管理システム上財産名称として未だ北部食肉衛生検査所として登録されている。

事例 5 史跡上野国分寺跡進入路 所管課：教育委員会 文化財保護課

群馬県土地開発基金より特別会計から買い戻した土地について、公有財産管理システムに登録されている地番と公図上の地番が異なっている。

事例 6 吾妻警察署 次長公舎 所管課：警察本部 吾妻警察署

吾妻警察署次長公舎敷地は借地であり、平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 5 年間の賃貸借期間により土地所有者と賃貸借契約を締結している。

しかし、公有財産管理システムにおける土地借受台帳集計表では契約期間が平成 16 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日とされており、土地借受台帳集計表の更新がなされていない。

事例 7 高崎警察署 片岡公舎 1 号、2 号・3 号 所管課：警察本部 高崎警察署

交換により取得した片岡公舎 1 号(片岡町 1-8-16)、2 号・3 号(片岡町 2-22-20)の土地の評価額が、公有財産管理システム上 0 円となっていた。

事例 8 羽黒県営住宅 13 71-R 他 所管課：県土整備部 建築住宅課

以下の 4 件は、平成 18 年度に用途廃止を行い、平成 22 年度に解体除却に着手または、解体除却予定のものであり、平成 21 年度の公有財産に関する調書には、普通財産として計上されているものの、公有財産管理システム上は行政財産として登録されている。平成 22 年度中には、システム内容を確認・整理する予定とのことであるが、平成 18 年度にすでに用途廃止を行っており、迅速な対応が必要である。

所管	名称	財産区分	建物面積
県土整備部	羽黒県営住宅 13 71-R	普通財産	259.20
県土整備部	羽黒県営住宅 19 72-Q	普通財産	258.00
県土整備部	遠丸県営住宅 12 72-N	普通財産	146.52
県土整備部	遠丸県営住宅 5 70-F	普通財産	134.64

(意見 45)

データの信頼性確保のための手続について

公有財産管理システムに登録されるデータは、各所管課で入力し、総務部管財課、教育委員会管理課及び警察本部管理課で各々「確認登録」が行われ正式なデータとして登録される。さらに、管財課が年 3 回、所管課に対してデータの整備の通知を

行い処理漏れ等の未然防止手続きを行っている。しかし、上記のとおり、データの不備が散見されている。これらのデータの正確性を確保するためには、「確認登録」では不十分であり、各所管課に入力のチェック（ダブルチェック）を行い、チェック結果を管財課等がモニタリングするなど、チェック体制の整備が必要である。

また、チェック担当者は、公有財産管理システムの入力と現物及び原始証憑（契約書、請求書、領収書など）との照合を行うべきである。

なお、取得及び処分の手続きを一元管理する場合には一元管理の担当部署により入力されるべきであるが、この場合にも入力データのダブルチェック及びモニタリング体制の整備が望まれる。

公有財産管理システムの更新について

借受財産は、借受財産台帳に借受契約内容等を記載することとされており、賃貸借契約の内容が変わった場合には、速やかに公有財産管理システムの更新を行う必要がある。また、手書きによる台帳には、現行の賃貸借契約の内容が記載されており問題はないが、土地借受台帳も手書きのものは取りやめ、公有財産管理システムによる台帳のみとすることが望ましい。

交換により取得した資産の評価について

公有財産台帳評価額算定要領によれば、交換により新規取得した場合には、取得時の時価をもって評価額とするとされていることから（第3条第1項イ）、交換時の時価により算定すべきである。

（2）データ有効活用のための要改善事項

（意見 46）

耐用年数別入力について

システムへの登載単位は、建物は棟ごととなっていることから、耐用年数の異なる附属設備（空調設備、電気設備、給排水衛生設備等）を建物に含めて搭載している。この為、設備の状況（取替更新、残存年数の状況等）がデータとして把握できずリニューアル・老朽化対応等の計画に利用できない。

今後の公会計基準に「基準モデル」が採用される場合には減価償却計算を耐用年数別に行うことが必要とされるものと予想され対応困難となる可能性が高い。

事例 1 DNA 型鑑定棟 所管課：警察本部

公営企業会計の対象となる企業局及び病院局を除き、建物に附属する設備をシステム上区分して登載している部局はないが、今回監査の対処とした鑑定棟の公

有財産管理システムへの登載手続についてその区分を検討すると次のとおりである。

A．警察本部の行っている処理

建物として一括して 72,459 千円（耐用年数 38 年）で登載されている。

その内訳は

建物本体工事	56,070 千円
電気設備工事	12,915 千円
機械設備工事	5,250 千円
解体費	1,432 千円
発生材処分費	343 千円

契約はそれぞれの工事ごとに別々に締結しており、また、それぞれの工事の耐用年数も別々である。また、解体費、発生材処分費は固定資産の取得価額には含まれない支出である。

B．区分搭載の場合

次のとおり区分して登載すべきである。

DNA 鑑定棟の建物	56,070 千円	（耐用年数 38 年）
電気設備工事	12,915 千円	（耐用年数 15 年）
機械設備工事	5,250 千円	（耐用年数 18 年）

耐用年数は「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」（地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ（平成 20 年 12 月））の採用している「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一」によった。

改修工事の処理について

「第 4.2.(1). 決裁手続について」に記載した近代美術館改修工事については、改修工事の実施が公有財産管理システムには何らの反映がされていないが、大規模な改装等の処理が統一されておらず、担当部署の扱いに依存している。改修工事については、その結果、財産価値の変動が認められるもの及び耐用年数の延長が認められるような工事については、別途公有財産管理システムに登載する等処理の統一が望まれる。

財産管理データの有効活用のために（住所、日付データの形式の統一）

今回の監査で各所管課から個別に入手したデータを統一的に分析することを試みたところ、分析のための障害となる事項が次の通り検出されている。

- A．住所の記載が統一されていない。群馬県から入力しているデータと市町村から入力しているデータが混在している。
- B．日付は和暦で年度を記載しているものが多いが、別途西暦を持つことにより年度分析が容易となる。
- C．借入財産について、台帳上行政財産に区分されているものが相当数あり、借入財産の抽出には使用できない。
- D．マニュアルに入力の説明があるも各所管課により異なる運用が行われている。

整備されたデータの有効活用

財産の統一的管理のためにこの情報システムデータを有効活用することが必要と思われるが、現状は膨大なデータのほとんどが使用されていない。県内部の報告書である公有財産現在高報告書、増減明細、公有財産に関する調書については、面積の報告であり評価額は報告対象とされていない。県の管理業務における金額は予算管理が主体であり、財産金額のデータは使われていないことが、上記等のミスデータを発見できない最大の原因である。全县では相当な労力を持ってこのシステムを運用していることから、使用されていないデータを管理することこそ業務の効率性に大きな問題があると指摘せざるを得ない。有効活用が望まれる。

「公有財産管理システム」への登載基準について

「公有財産管理システム」は、固定資産を管理するためのシステムであるが、当該システムへ登載するための金額的基準が明確となっていない。

よって、建物の中には公有財産管理システムに登載されていない物件もあり、全庁的な固定資産の管理に不備が生じる懸念がある。

どの程度の金額的重要性のある固定資産が県として把握・管理しなければならないものなのかという基準を明確にし、固定資産の管理を行っていく必要がある。

今回の監査対象の中にも金額的重要性があるも公有財産管理システムに登載されていない固定資産として下記の事例が検出されている。

事例 1 倉淵ダム現場事務所 所管課：県土整備部 増田川ダム等建設事務所

倉淵ダム現場事務所及びコア倉庫は、ダム建設終了後、将来的に撤去予定であるために仮設扱いで公有財産として台帳管理されていない状況にある。

しかし、一定期間使用が予定される金額的重要性の高い仮設建物については、公有財産管理システムに登載し、物件管理を行うべきである。

公有財産管理システムのマニュアルには仮設建物の耐用年数は7年と規定しており、制度上も仮設建物も帳簿管理することを予定しているものと考えられる。

事例 2 増田川ダム等建設事務所 所管課：県土整備部 増田川ダム等建設事務所

建設事務所の建設コストを見ると総額 141 百万円となっており、仮設の施設とはいえしっかりした建物を建設している。また、ダム工事は数年で終了するような短期間の使用ではなく、もっと長期間にわたって使用する施設であり、その点も考慮して建設事務所もある程度の耐久性、居住性を考慮したつくりになっているものとする。

この点を考慮すると、公有財産管理システムに記載して県有財産として適正に管理していくことが望まれる。

事例 3 文化財保護課仮設収蔵庫 所管課：教育委員会 文化財保護課

埋蔵文化財調査センターで収蔵しきれない出土品を収蔵するために、昭和 59 年 3 月に上越新幹線の高崎・上毛高原間の高架下の敷地を土地所有者から 1 スパン（120 m²）を無償で借り受けた。

建物の構造は仮設のプレハブであり、取得原価は 9,100 千円、備品の取得として扱われていることから、公有財産台帳システム上、建物として取り扱ってはいないとのことであった。

仮設プレハブの取得原価 9,100 千円という重要性を鑑みて、一定の金額以上の財産については、備品ではなく財産としての計上を検討する必要がある。